

主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和7年10月分)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
1	11	10	2	8	928	12	972

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例(令和7年10月分)

▶ (都民の声) 海外へ長期赴任をする場合や、日本から出身国に戻る場合に必要な手続きはありますか。

(回答) 納税義務者が、都内※に住所・居所・事務所・事業所を有しない場合においては、納税に関する手続きを行うために「納税管理人」を選任する必要があります。この制度の対象となる主な都税は、個人の事業税、自動車税、固定資産税、都市計画税等です。

納税管理人になることが出来る方は、都内※に住所等を有する方です。納税義務者の方は、納税管理人を定めた上で、所管の都税事務所に「納税管理人申告書」を提出する必要があります。

様式は東京都主税局ホームページからもダウンロード可能です。詳しくは以下のURLをご覧ください。

※ 固定資産税・都市計画税、事業所税等は23区内

トップページ<届出・申請><各種様式><申請様式(共通)>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/kakusuyuyoshiki/shomei>

▶ (都民の声) 事業所税の概要について教えてほしい。

(回答) 事業所税は、一定規模以上の事業を行っている法人又は個人に対して課税される税金で、事業所等※の床面積を対象とする資産割と従業者の給与総額を対象とする従業者割とに分かれます。

※「事業所等」とは、事務所又は事業所をいい、所有して使用しているものだけでなく、借りて使用している場合も含まれます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫などをいいます。

この税金は都市環境の整備及び改善に関する事業の財源にあてるための目的税で、地方税法で定められた都市だけ課税される市町村税です。東京都では、23区内において特例で都税として課税されるほか、武蔵野市・三鷹市・八王子市・町田市の4市で課税されます。

【納める方】

(1) 資産割

23区内全域の事業所等の床面積の合計が1,000平方メートル(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人

(2) 従業者割

23区内全域の事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人

【納める額】

(1) 資産割

事業所床面積(平方メートル) × 税率600円

(2) 従業者割

従業者給与総額 × 税率0.25%

【納める時期と方法】

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに、23区内における主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所に申告して納めます。詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ<税金の種類><仕事と税金>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/work/jigyo>

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。